

「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」の一部改正（案）について（概要）

1. 背景

高齢化社会の進展や家族のあり方に関する国民意識の変化等に鑑み、相続時の配偶者の生活に配慮する等の観点から、遺留分制度の見直しや配偶者居住権の新設を行う「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成30年法律第72号。以下「民法改正法」という。）が平成30年7月13日に公布されたところ、民法改正法のうち、配偶者居住権の新設等に係る規定が令和2年4月1日に施行されるに当たり、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年閣議決定。以下「要綱」という。）の規定について所要の改正を行うものである。

2. 概要

要綱は、土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法律により土地等を収用し、又は使用することができる事業に必要な土地等の取得又は土地等の使用（以下、「公共用地の取得」という。）に伴う損失の補償の基準の大綱を定めているものである。

今般民法改正法によって新設された配偶者居住権は建物に無償で終身又は一定期間居住できる建物に関する法定の権利であり、配偶者居住権者は、要綱の規定において、建物所有者と同様、公共用地の取得に伴い受けた損失の補償を受ける者に該当することから、要綱に配偶者居住権者に対する補償額の算定に関する次の規定を新設する。

- ・公共用地の取得に伴う建物移転の際、配偶者居住権者に対しては配偶者居住権の価格（配偶者居住権の有無による建物価格の差額）を補償する。
- ・配偶者居住権者への補償を行う場合、建物所有者に補償する補償金（建物移転料）の額については、従前の規定により算定した額から配偶者居住権者への補償額を控除した額とする。

3. 今後のスケジュール（予定）

閣議決定：令和元年12月末

施行：令和2年4月1日